

会務活動等の義務免除申請に関する 委員会の運用基準について

会務活動等運営特別委員会広報担当 末吉 宜子

【会務活動等の義務化とその後の改正】

本会では、2004年4月1日から、公益活動等を義務化する会規が施行され、本年度で制度発足4年目となった。2006年5月30日の総会で、名称を「会務活動等に関する会規」と変更し、義務内容（委員会への参加、国選弁護の担当等）が名称からもうかがわれるようになった。また、上記総会で、義務免除年齢も70歳から65歳に引き下げられた。

会規3条

- 1号 病気、出産等の理由により、公益活動等の義務が履行できない場合
- 2号 留学、海外勤務等の理由により、国内に居住しない場合
- 3号 会則27条第5項または第6項の規定による会費の減免を受けている場合
- 4号 その他会長が免除相当であると認めた場合

【制度発足後3年間の履行状況】

2004年度から2006年度までの会員の義務履行状況は、下表のとおりである。これらの推移をみても、会務活動等の義務化について会員の理解が進んできたことがうかがわれる。

会員から申請があると、会務活動等運営特別委員会が検討し、結論を会長に報告し、会長が同委員会の意見を斟酌して許否を決定する。

【義務免除申請とは】

下表の最下段の「義務免除申請により、会務等の義務が免除された者」とは、会規3条の、以下の1号から4号の事由にあたる場合である。

【会規3条1号、2号の運用基準】

義務免除申請で最も多いのが、1号と2号であり、過去に会員から寄せられた疑問点として、免除事由の基準時はいつか、育児休業の場合は認められないのか、親の介護の場合は認められないのか、などがあった。

そこでこの度、3年間の実施状況を踏まえ、以下のような基準で運用することとなった。

会務活動等の義務履行状況

単位:人

	2004年度	2005年度	2006年度
会員数	4706	4828	5042
本来的会務等を履行した者	2841	2850	2630
会規「別表」のみなし会務活動等の職務を履行した者	338	351	582
負担金を納付した者	610	647	341
満70歳(2006年度からは満65歳)以上の会員であるために義務が免除された者	779	833	1234
義務免除申請により、会務等の義務が免除された者	139	136	93

*事務局注記：2006年度のみなし活動には法テラス相談員も含まれます。また、同年度分で65歳以上の会員の場合、統計上は義務免除者に入り、会規所定の活動をしていても数値上は義務履行者に入りません。また2006年度分は免除申請未申請・負担金未納者があり、確定数ではありません。

運用基準

- (1) 「病気、出産その他これに準じる理由」(1号)、「留学、海外勤務その他の理由により国内に居住しない場合」(2号)については、当該年度(4月1日から3月31日)内に1日でもその事由があれば、各号に該当するものとして免除する。
- (2) 「出産」については、出産予定日の12週前から免除の申請ができるものとし、出産予定日が翌年度であっても当該年度の免除申請を行なうこともできるものとする。

この場合、母子手帳の写し(当該会員の出産予定日が確認できる箇所のみ)を提出するものとする。

なお、免除を受けた後、流産あるいは死産であっても免除の効力は失われないものとする。
- (3) 「出産」予定日が当該年度(3月31日まで)であったが、実際の出産は翌年度(4月1日以降)であった場合

- においては、当該年度に「出産」があったものとみなす(「出産」を理由として2年間の免除は認めない)。
- (4) 「1歳に満たない子の育児」については、原則的に「これに準じる理由」があるものと認め、会員の申請があれば、特段の事由のない限り免除とする。

出産・育児による免除期間は、次項を除くほか2年度を超えることができない。
 - (5) 「1歳以上の子の育児」については、「会務活動を行なうことができず、または著しく困難な」場合に該当するかどうかは、当該会員から提出された疎明資料(診断書、上申書等)を踏まえ個別に検討する。
 - (6) 「親の介護」についても、「会務活動を行なうことができず、または著しく困難な」場合に該当するかどうか、個別に検討する。

この場合、要介護者の診断書・要介護等級に関する疎明資料の提出を求めることができるものとする。

【おわりに】

以上のように、出産・育児・親の介護に関して、できるだけ該当する会員を支援する形で運用することと

なったので、ぜひ活用していただきたい。また会員の皆様には、今後も積極的な会務への参加をお願いする次第である。